

北海道情報大学認証基盤運用管理規程

(目 的)

第1条 この規程は、北海道情報大学（以下「本学」という。）における認証基盤（以下「本基盤」という。）の運用及び管理について必要な事項を定め、もって情報システムの安定的かつ円滑な運用を維持することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認証基盤 本学における教育研究及び福利厚生のためのサービスを提供する際に必要な利用者認証と主体認証情報の提供を行う情報システムをいう。
- (2) 利用者 本基盤のアカウントの発行を受けることができる者をいう。
- (3) 識別コード 本基盤及び本基盤より機能の提供を受ける情報システムにおいて用いる利用者を一意に識別するための符号をいう。
- (4) 主体認証情報 識別コードを提示した利用者が本人であることを確認するための秘密情報等をいう。
- (5) 本学アカウント 本基盤で主体認証を行う情報システムにおいて、利用者に付与された正当な権限をいい、本学アカウントの付与は、識別コードと主体認証情報の配布、主体認証情報格納装置の交付、アクセス制御における許可、又はそれらの組み合わせ等によって行われるものをいう。
- (6) 属性情報 本学アカウントに付随して管理又は提供される利用者に関する情報をいう。
- (7) アイデンティティ情報 利用者に関する本学アカウント及び属性情報を総称する情報をいう。
- (8) 認証接続 認証と認可を目的として、本学の情報システム若しくは部局情報システムが本基盤のアイデンティティ情報を利用することをいう。
- (9) 認証接続システム 本基盤に認証接続された本学の情報システム若しくは部局情報システムをいう。
- (10) 認証接続責任者 認証接続システムの認証接続に係る責任を有する本学の職員をいう。
- (11) ICカード 北海道情報大学情報セキュリティ対策基準第3条第35号に定める主体認証情報格納装置のうち、主体認証情報をICに格納するものをいう。

(運用責任者)

第3条 本基盤の運用責任者には、情報センター長をもって充てる。

(認証情報)

第4条 運用責任者は、本基盤において利用する主体認証情報について、パスワードを用いる場合には、別に定める北海道情報大学認証情報管理ガイドラインに基づき、利用者に認証強度が一定以上のものを利用させるよう配慮するものとする。

(属性情報)

第5条 本基盤が保有する利用者の属性情報の項目は、運用責任者が別に定めるものとする。

- 2 運用責任者は、本基盤で登録する属性情報が真正であることを確保するため、必要な措置を講じるとともに、本基盤で更新登録する属性情報を最新の状況を反映させて適切に管理しなければならない。
- 3 運用責任者は、データベース等から転送された属性情報について、データベース等において更新があった場合にそれを本基盤へ転送しなければならない。
- 4 運用責任者は、データベース等から転送された属性情報について、本基盤で更新した属性情報をデータベース等へ反映させるよう適切に管理しなければならない。

(認証接続)

第6条 本基盤と認証接続システムの認証接続に関する事項は、北海道情報大学認証基盤認証接続規程に定める。

(本学アカウント)

第7条 本学アカウントに関する事項は、北海道情報大学認証基盤アカウント利用規程に定める。

(個人情報の取扱い)

第8条 本基盤における個人情報の取扱いは、北海道情報大学個人情報保護規程（以下単に「個人情報保護規程」という。）の定めるところによる。

2 本基盤の保有個人データについて、本人からの開示、訂正、追加、削除及びその他の個人情報に関する問い合わせは、運用責任者が別に定めるものとする。

(運用環境)

第9条 本基盤は、物理環境的及びセキュリティ的に適切な環境に設置し、運用責任者は限定された運用管理者を指名してその任に当たらせるものとする。

2 本基盤は、北海道情報大学情報システム運用管理規程に定める情報セキュリティ基準に準拠して運用するものとする。

3 運用責任者は、必要に応じて運用管理者に研修等を定期的に受けさせるものとする。

(記 録)

第10条 本基盤を用いた利用者の認証は、トランザクションごとに、時刻を認証接続サービスに渡されたアイデンティティ情報等のログ情報とともに記録するものとする。

2 本基盤は、本学が信頼する時刻情報を用いて時刻同期を取るものとする。

3 運用責任者は、ログ情報の保存期間を最低3か月の範囲で定めるものとし、運用管理者は、当該保存期間が満了する日までログ情報の記録を適切に保護された状態で保存し、保存期間を延長する必要がある場合は、これを消去するものとする。

4 運用責任者は、収集及び保管されるログ情報の種類については、定期的にリスク評価を行い、見直すものとする。

(雑 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、本基盤の運用及び管理に関し必要な事項は、運用責任者が別に定めるものとする。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、情報セキュリティ委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和7年1月6日から施行する。